

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会（第3回）

日時 平成19年11月2日（金）10:00～11:00

場所 内閣官房地域活性化統合事務局（虎ノ門23森ビル）7階会議室

1. 開会

（樫谷委員長）定刻となりましたので、第3回評価・調査委員会を始めさせていただきたいと思っております。

それでは議事次第に沿って進めさせていただきたいと思っております。本日は先の第11次提案にかかわる未実現提案のうち調査審議が必要なものの審議、及び拡充提案・関連提案についての説明を聞くことといたしたいと思っております。

2. 平成19年度調査審議の諮問について

（樫谷委員長）まず、調査審議が必要な提案の諮問を受けることとします。事務局から御説明をお願いいたします。諮問についての御説明をお願いします。

（上西事務局長代理）それでは、本日付で構造改革特別区域推進部長、すなわち、内閣総理大臣から当委員会委員長に対して諮問が行われましたので、その諮問書というんでしょうか、これを委員長にお渡ししたいと思っております。

一応お読みしたいと思っておりますけれども、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会委員長殿ということで、本部長、内閣総理大臣名になっております。

「構造改革特別区域推進本部令第1条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり諮問する」ということで、諮問文は、「未実現の提案のうち、別表に掲げるものについて、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるため、貴委員会の調査審議を求める」ということでございます。

では、よろしく願い申し上げます。

（樫谷委員長）続けて、残りの部分につきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

（岩片参事官）それでは、御説明申し上げます。

資料1の横長の資料に基づきまして御説明いたします。今3件ということで、それぞれ法務、厚労、それから国交省に対して、全部で3件の諮問をさせていただいたわけですが、その中身でございます。

1つ目が、法務省に対する要望事項でございます。これは北海道の浦河町等から提出されているものでございます。不動産・商業法人等登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書の交付事務の拡大ということでございます。具体的にはどういうことかと申しますと、背景を申しますと、法務局の合理化ということで、各所で整理統合が進んでおります。ちな

みに、浦河町におきまして、浦河というのは日高管内になるわけでございますけれども、その町にありました法務省の法務局が整理の対象になりまして、こういった商業登記、あるいは法人登記、不動産登記、こういったものの証明を求めるのに、かなり遠距離まで出かけないと証明が受けられなくなってしまったということで、何らかの代替措置を講じてほしいというような要請でございます。

これにつきましては、後ろの方に資料がございます。4ページ目をごらんいただきたいんですが、4ページ目の下の方になります。

(樫谷委員長) 何の4ページ? この資料2ですね。

(事務局) 資料2の下にページが4ページとついておりますので。資料2の4ページ。

(岩片参事官) 資料2の4ページになります。

下の欄が今御説明申し上げた件でございますけど、真ん中のところに提案者の要望ということが書いてございまして、登記事項証明書に係る発行請求機の設置。要は、遠隔地まで証明書をとりに行かなくて済むように、地方公共団体等に、役場等に、発行請求機の設置と地方公共団体によるところの交付事務の可能化を求めますということでございます。

規制省庁のスタンスといたしましては、これまでそういった登記所の統廃合対応ということで、ファックスやオンラインによる交付請求等の措置を講ずるなりの対応をしてきたということでございます。また、そういったものを、発行請求機を、役場等に設置する場合につきましても、現在、ガイドラインを作成中ということでございます。これは、実は平成18年に1回目の提案がございまして、類似の提案があったわけでございますけれども、既に2年以上たつんですが、事態の進展が一向に図られていないというものでございます。

それから、次は、厚労省に対するものでございます。介護保険法による地域密着型サービスの認知症対応型通所介護の利用を、障害者・児に拡大するというところでございます。

先ほどの資料2の4ページの上の欄をごらんいただきたいんですが、認知症対応型の通所介護は、認知症である者を対象として通所介護サービスを提供することを前提としておりまして、その際、障害児とか障害者は対象にはなっていないということでございます。提案者は大分県、それから由布市等でございますけれども、御提案といたしまして、認知症対応型通所介護サービスにおきまして、障害者・障害児においても対象とするよう拡大を求めているものでございます。

規制省庁のスタンスでございますけれども、認知症の通所介護サービスというのは、環境の変化に対応することが困難な認知症高齢者等の特性に配慮して創設したものであるということでございます。要は、まだこういったものの知見がそろわない段階で、認知症対応型通所介護と障害者・障害児と一緒にサービスを提供するというについては、まだ慎重な対応を要するというで、これはまだ実現されていないというものでございます。

それから、3つ目でございますけれども、これは国交省の所管でございますが、分割可能貨物基準緩和車両——要は、バラ積緩和車両でございますが、これについての通行条件

の緩和要請ということでございます。これにつきましても、資料2の5ページ、次のページをごらんいただきたいんですが、現状ですと、25トンのバラ積緩和車両の運行につきましては、基本的には前後に誘導車をつけるということが許可の条件になっております。提案者は、現行、16トンのトラックを使っているわけなのでございますけれども、これを25トントラックで、具体的には石炭を輸送するらしいんですが、石炭輸送が25トントラックで輸送できれば、非常にこれは、むしろ地域周辺に与える影響も少ないし、効率化できるというようなこともございまして、区間・期間を限定して、前後の誘導車をつけずに走らせてほしいということでございます。

規制省庁、国交省のこれまでのスタンスでございまして、25トントラックについては、橋梁等にかかる負荷についてのデータがないということで、ずっとはねられておりました。最後まで「16トンだったらできますけれども、25トンの場合は技術的なデータがないので対応はできません」というような回答が返っております。

この3件につきまして諮問をお願いするということでございます。

以上でございます。

(樫谷委員長) ただいまの事務局からの御説明につきまして、何か御意見、御質問がありましたら、よろしく願いいたします。何かございませんでしょうか。

よろしいですか。どうぞ。

(金子教育部会長) 調査審議は初めてなので確認したいんですけど、きょうこの3件が出てまいりましたけど、これが選ばれたプロセスはどんな考えで進められたのでしょうか。特にこれを入れた方がいいという案を今持っているんじゃないんですけども、これまでさまざまな案件がある中で、それぞれの分科会などで提案事項があったこともありました。ここでこれまでの案件を全部をリストアップして議論しようということではありません。しかし、どういう方針で、この3件になったのかということのプロセスを少しこの委員会で説明していただいた方がよろしいのではないかなと。その上で我々も、じゃあ、これで行きましようということにした方が、初めてなのでいいのではないかと。

(樫谷委員長) どなたか、事務局で御説明できますか。

(岩片参事官) 何で3件かということでございますけれども、先生がおっしゃる……。金子先生の御質問の背景には、これまで、1次から11次までに、いろんな提案があった、その中でなぜこの3つかというような御意見かと思えます。実は1次から7次までにつきましては、先般、昨年の夏にかけて、有識者会議におきまして、洗い出しを行いまして、そこで何件かのものを取り上げているので、15～16件の突破を図っていただいたという経緯がございます。

今回につきましても、そういう意味では8次以降の提案が積み残しにはなっております。8、9、10、11と4回の提案について積み残しになっているわけでございます。実はこれはちょっと事務的な手続というか、処理の都合で恐縮でございますが、ことし下期につきましては、評価事案がかなりのものでございます。ほかのものについてかなり膨大な時

間が割かれかねないということで、しかも、この調査審議というのは今回初めて取り組むということで、一体どれくらいの時間、手間がかかるかというのは、ちょっと見えてこないような状況でございます。今回に限ってでございますけれども、11次——そういう意味では8次から10次までのその間にはちょっと抜けるんでございますが、上期と下期に2回に分けて調査審議を行いたいというふうに考えておりますけど、基本的には直前の提案を受けた形で調査審議にかけたいと思っております、今回に限っては——今回に限ってというか、今回につきましては、確かに積み残しはございますが、第11次、いわゆるアジサイ提案の中から、「これは」と思うものを事務局で選ばせていただいたところでございます。

これは経済的、社会的なインパクトが大きいだろうというものとか、あるいは、当方で時間が2カ月という限られた時間の中に各省と折衝いたしますので、追求し切れなかったもの、いま一步のところまで断念せざるを得なかったもの、あるいは、対応の仕方が、こう言ってしまうとちょっと語弊があるかもしれませんが、なかなかはかばかしくないといえますか、少し対応が不誠実なところがあるんじゃないかと思われるようなものにつきまして、3件、とりあえず選ばせていただいたということでございます。

したがって、積み残しがあるわけでございますが、これにつきましては、実は来年の上期、この時期につきましては、評価がございません。逆に言いますと、調査審議だけに時間をつくることができます。というわけで、これまでの積み残しにつきましては、今回を踏まえて来年の上期にまとめて対応したいというふうに考えております。というわけで、今回は本邦初公開ということもございまして、この3件に絞らせていただいたというような事情がございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

どうぞ。

(米田委員) あわせてちょっと追加で、もしよろしければ御説明いただければと思います。が、調査審議する案件の選定の考え方というところで、「規制改革の突破口としての役割を果たすとともに、地域が「自主、自立、自考」の精神で活性化するという特区の趣旨を実現するため、重要政策課題を踏まえて選定を行う」ということで、選ばれたのがこの3つだと思んですが、この3つを突破したら、どういう形で規制改革の突破口となるのか、それはどういう展開を示すのかという、少しその見込みを……。どうも字面を見ますと、割と細かいという感じがするんですが、きっとこれを突破すれば、もっと大きな規制改革につながるということで選ばれたと思いますので、その辺の御説明をよろしく願います。

(樫谷委員長) いかがでしょうか。

(岩片参事官) どれもこれも、大きなものであれ、小さなものであれ、既に地域の活性化あるいは規制の緩和ということについて障害となっているものであるということは事実でございます。これは、例えば、介護サービスの件もそうでございますし、あるいは、この

ような登記所の件もそうでございます。あるいは、バラ積の件もそうでございます。確かに先生は、これをごらんになると、ちょっと玉が小さいんじゃないかというような印象を持たれるかもしれませんが、そうではなくて、それぞれ地域に根差した強い要望、あるいは、地域の活性化のためにこれをぜひとも実現してほしいという要望に基づきまして、このような形で取り上げさせていただいたところでございます。

(山根委員) 例えば、登記事項証明書なんかは、もう実際に私なんかも遠隔でとったことがあるんですね。印鑑証明書というのはないと思うんですけども、郵便でできるような状態にもなっていますし。認知症対応型通所介護のような形ではないかもしれないんですが、実際に高齢者の方と障害者の方が一緒に福祉サービスを利用されている例もあります。そこらも踏まえて調査をしていって、それがどのように……。これは全国展開に向けてというような形なのか、今やられている例が少なからずある中で、そこらをどう整理していきながらやっていくのかというようなそのバランスの部分がちょっと見えないなというような印象があるんですけども。

(岩片参事官) 確かにこれがもし仮に突破できて、これを特区としてやってみて、それで評価を受けて問題がなければ、基本的には全国展開というふうなルートをとるといふことになります。

それから、既に、例えば、登記簿をとるときに、郵送で対応できている。これも確かに事実でございます。ただ、浦河町等の場合は、やはり1日2日の時間を要する。ではなくて、例えば、銀行から融資を受けるような場合については、即日求められるようなことも多々あり得る。そのような場合、やはりわざわざ郵送であると時間を要して迅速な対応をしかねるということで、住民サービスの向上という一環から、何とか即時交付できるような形をとってほしいということで、そういう意味では郵送での対応については提案者はまだ御不満であるということのようでございます。

それから、介護サービスの件でございますけど、今、委員のおっしゃったことは、事実、やっておられるということのようでございますけど、ちょっと恐らくそれは別のものじゃないかと思えます。少なくとも認知症対応型の通所介護におきましては、これは障害児の方々との一緒にのサービスというのは、現行法制下においては受けられないということになっております。恐らく別のものではないかと思うんですが。

(山根委員) 別のものだとは思いますが。

(松本参事官) 今の認知症介護につきまして、若干補足の説明をさせていただきたいと思えます。今、委員の御指摘のとおり、例えば、富山型の通所介護なんかは、おっしゃるとおり、お年寄りの方と身障者等の方と一緒に同じ施設で介護しております。

ところが、厚生労働省に今回提案がありましたのは、介護保険法に基づく介護についても同じような形で一緒にやらせてくれというような提案をしたところ、厚生労働省からの回答といたしましては、介護保険法の枠組みにおいては、それは不可であるというような回答だったわけです。まさに、おっしゃるように、ほかの枠組みの中では混合介護のよう

なことをやっているのに、なぜ介護保険法の枠組みになった瞬間にできないということになるのかというところを、私どもとしても提案者の意向を酌みながら議論していたわけなんですけれども。

そこについては、最終的には、先ほど岩片の方から説明がありましたように、若干知見がまだ十分ではないでありますとか、厚生労働省の政策として、これからはそういうふうに関護のカテゴリーをできるだけ分けていくんだと。今やっているところについてはしょうがないけれども、これからはそういうふうに変えていくんだというような御説明があったんですが、そういった政策をとるということについても、どういう論拠とか背景とかを持ちながらそういうふうに分けるのかということについての説明もまだ十分いただけなかったので、今回、調査審議の中でそういうところの厚生労働省の考え方を聞いていきたいというふうに思ったわけでございます。

(山根委員) これはまたこの前のようなアンケートをつくって調査をしていくというような形ですか。

(松本参事官) 今、事務局の方として考えているやり方は、これにつきましては、まだいけば提案者は場合によっては1名でございまして、アンケートというやり方が必ずしも適切かどうか、ちょっとどうかと思っております、むしろ提案者の方がどのような思いでやっているのか、また、今回、不可であるというように答えた各省庁について、どのような考え方から不可であるというふうに言っているのかということ、各部会の中で先生にヒアリングしていただきまして、その論点を明らかにして整理していただくというようなやり方がよろしいのではないかとこのように思っております。

(樫谷委員長) 今回はスケジュールの関係でこういうふうになったけれども、次以降については、前回、有識者会議で過去のやつは全部整理したんですね。有識者の意見で抽出をして、議論をして、選んできた。そういうプロセスを今後はたどるといふふうに理解してよろしいんですか。そういうことですよね。違いますでしょうか。

(上西事務局長代理) 今、委員長からありましたように、1次から6次までの提案については、有識者会議で既に議論を一度していただいたところで、いわば棚卸し済みであるというところでございますけれども、先ほど岩片から申し上げましたように、その後、7次から10次の提案については、来年の上期の時期にまとめて、その中から調査審議の必要性について精査をして、こちらにお諮りをするということになると思います。

実際にかかったものを見ると小粒ではないかという御指摘がございましたが、それもしかり、なかなか我々としてもつらいところがございます。ただ、これは特に提案者の方々の話を聞いておまして、やはり多少、なかなか突破口というまでのことは言えないかもしれないけれども、それぞれの地域にとってはかなり切実なニーズがあるのではないかなということ、お話を聞いて感じておまして、そういったものによりまして、今回、調査審議にお諮りをするということをしたわけでございます。

あくまでもこの諮問というのが、本部長からなされてこちらで御審議をいただくという

形をとるわけでございますけれども、この調査審議につきまして、委員の先生方はさまざまな知見、それからさまざまな思いを持っていらっしゃると思いますので、またいろいろなお話を伺わせていただきながら、そういった委員の先生方のお気持ちも酌み取りながら、諮問にかかるものについては考えていきたいというふうに思っております。

(金子教育部会長) 事務局案をひっくり返すつもりはないんですけれども、今の説明を聞くと、やや消極的だなという印象がございます。特区制度がこれまで果たしてきた役割は大変大きいと思います。ここに出てきたものが小粒だとか、これが重要でないと全然言っているんじゃないんですね。そうではなくて、これまで特区として、あらかたアイデアが出尽くしたとか、そういうことが言われているときに、また、法律が改正されたこの時期に、これから特区制度というのをどういうふうにするかということは、みんなが見ていると思います。案件がたくさんあるとか、時間がないとか、それは十分わかります。スーパーマンじゃないので。我々より皆様方事務局の方が具体的な状況を把握しているというのもよくわかります。

しかし、突然3つ出てきて、ほかについては何にもわからないというんじゃないで、こうこう、こういうものがある、これについては非常に重要だし、インパクトが大きいけれども、ほとんど見込みがないから、今回、見送るんだとか、何かそういう意気込みとか、それが感じられない。私は事前に多少御説明を受けていますが、そのときも同様の意見を言いました。

例えば、有識者会議でかなり時間をかけて議論した、地域協力学校は提案が出たのに何で後でだめだったのか、いろいろ裏の事情があつてとかという話もありましたが、今後、新しい学校を作る機会を確保するためにも、建設的に議論する手段になるのではないということも話されました。私が知っている範囲でもそういう建設的な議論があつたのですが、たとえば、それらはどうなったのかという説明もほしい気がします。

調査審議にかける条件として、思いつきですが、例えば、特例措置をとるのは非難しいけれども案件として意義の大きいもの、確実にやればブレークスルーがありそうなもの、規制官庁との協議によっては実現する可能性があるもの、など、いくつかのカテゴリを設定して、それぞれ何件かを選ぶなどができるかもしれませんね。

(樫谷委員長) いずれにしても総理からいただくという形でも、やはり委員の意見をそれぞれ反映していただくようなプロセスをとっていただくことが非常に重要じゃないかと思うんですけど。今回、しょうがないという言い方がいいのかどうか、わかりませんが、次回には必ず意見を、この委員会で少し議論をして、大きく選んで議論をして、最終的に時間とかスケジュールの関係があるので、今回、こうしましょうということで、できるだけ、不透明とは言いませんが、委員の中での透明性を高めてもらえたらということだと思いますので、よろしく願いいたします。

(薬師寺委員) 前回、有識者会議を立ち上げました際に、膨大な資料をいただきまして、1次から7次までの提案を全部洗い出しをしていただいたんですね、事務局の方に。それ

も、同じ提案を何回もなさっている方がいらっしゃるんですね。そういうものは取り上げなければいけないのではないかと、我々は使命感に駆られまして、本当に我々が思った以上の成績が前回の有識者会議で上げられたのではないかなど。いきなり全国展開というようなものをいただきましたので、とても大きな力だったんじゃないかということで、私は今回大変これに期待しておりましたんですけども。

やはり我々ももっと時間を割いていかなければならない。お願いしたいのは、やはり前回見ましたら、1、2、3次に提案して実現しなかったのが4次はもう提案していただけないんですね。提案するだけでもかなりの労力を割いていらっしゃいますので、もしかすると、11次ということでございますと、8、9でもう10回目であきらめているというようなものの中にとっても大きなものが含まれているかもしれませんので、もう一度、今回は仕方ないのかもしれませんが、我々にもそういう情報を提供していただきたい。こういうものがありましたというだけではなく、時間軸に沿いましてそういうデータもいただきまして、その中で何回も勉強会を前回はやらせていただきました。その中で委員の中でコンセンサスを得られたものの中から事務局が選ばれたというプロセスを踏んでいただいたかと思っておりますので、そこのところをぜひ、今回、ようやくそうやって我々は正式に任命をいただいたということでございますので、ぜひお願いしたいと思っております。

(上西事務局長代理) 委員の先生方からさまざまな御意見をちょうだいしたところでございますけれども、形の上では今回の評価・調査委員会は本部長たる総理からの御諮問があって、それで御審議をいただくということでありますので、その点は有識者会議とのあり方が少し違うのかなとは思っておりますけれども、先生方のこの特区の仕組みにかける、いただいております情熱といいますか、そういったものもお話を伺いながら、この諮問にかかる事項の選定等に我々は努力してまいりたいと思っております。

(金子教育部会長) それで、どうするのでしょうか。情熱がおわかりになるのはいいんですけども、具体的にはどうしましょうか。

(岩片参事官) 今回、こういうことで、3件につきましては総理諮問ということで出てしまっていますので、これについては何とか御理解いただきたいんですが、先ほど申しましたように、また来年の上期は前回の有識者会議のやり方も踏まえまして、確かにこの選定のプロセスが透明なものでなければならないと思っておりますし、実際に御審議いただく委員の先生方にも、この過程というのはきっちり理解してもらわなくてはいけないし、その辺はやはり共通のものとして調整していく必要があると思っておりますので、これにつきましては、実際にどういう形をとれば、表現の仕方はおかしいですけど、諮問と第三者委員会との変ななれ合いのような形にならないような形で、どういうやり方で課題選定を透明な形でしていけるかということ、その説明がきっちりできるような形で持っていけるかということ、少し我々の中でも検討してみたいと思っております。ですから、次回につきましては、そこはきっちり先生方の御理解が得られるような形で何とか考えていきたいというふうに考えております。

(樫谷委員長) そういうことで手続はちゃんと透明にするということですね。

(金子教育部会長) 不透明だと言っているんじゃないんですね。糾弾しているんですけど、まったく、ないんです。せっかく新しいスキームができて、渡辺副大臣がいらっしやったときも、新しい委員からのものを含めて積極的なさまざまな意見が出ました。そのことがどこに行ったのかなということなんです。

今回、法的枠組みが出て、今までの有識者会議のような形でインフォーマルにやるだけではなく、今回は法的な枠組みの中でやる最初ですよ。どういう形でこれからの特区制度を活性化するかということを示し見えるような形でやってゆきたいという希望を持っています。何か非難しているか、そういうことでは全然ないんです。

(與謝野委員) 今後のやり方として、選定のプロセスについて、どういう基準で選定をするのかというのを、やっぱり僕は議論した方がいいと思うんですね。その基準に沿ってこういうのを選びましたということを経済局の方で作業していただくと、そうすると、我々は話がすごくやりやすいですよ。選定基準が不透明のまま、これですと言われると、確かにそういうふうな思いが残ってしまうので。むしろ経済局の方で、例えば、この選定基準はこういう形で、やっぱり1つはたたき台を出していただいて、それを議論して、「じゃあ、これで選定してください」というプロセスがやっぱり要るんじゃないでしょうか。

(樫谷委員長) よろしいですか。経済局から何かありますか。

(事務局) 今の與謝野委員や金子委員、各先生方の御意見を踏まえまして、その仕組み、やり方につきましては、きちっと混乱を招かないように対応したいと思います。

(島本委員) 内容もいいですかね、今回の。

(樫谷委員長) はい。どうぞ。

(島本委員) もう繰り返しになるんですが、ぜひ過程もうまい形でフィードバックしていただければと思います。一方で積み重ねも必要なので、今回の3件をこれからやっていくわけですから、2点、リマインドも含めて質問させていただいてよろしいですか。厚労省の話は先ほどお聞きしたので。

小粒かどうかはともかく、これは全部、突破していいような内容だと思うんですが、法務省の件は何を抵抗しているかというのがちょっとわからなかったもので、もう一度ここを教えてください。1点です。

それから、バラ積のところはデータが十分でないというような抵抗をされているという御説明だったかと思うんですけど、まだこれは規制緩和しているわけじゃないのでデータがないんだと思うんですね。ですから、特区の趣旨がそもそも問題がなければ全国展開ということだったと思うので、そのとの整合性というようなつき方をされたのかなというところをもう一度教えていただければと思います。

(事務局) 国交省の方は私が折衝の担当をいたしましたので、御説明申し上げます。

バラ積車両の件なんですけれども、実はこれにつきましては他の2件と経緯が異なっておりまして、要は、物としては、ホクレンの製糖工場が石炭を運ぶときに、どんと一括し

て運びたいということで、25トンのばら積み車両を使いたいということだったんですけれども、その際にはいろいろ、例えば、何せ重たい車両なものですから、例えば、橋の上でほかの車がたくさんいるところにそれが入ってきてしまったら、橋の強度が大丈夫なんだろうとか、路肩の強度が大丈夫なんだろうとか、いろいろなそういう安全面の懸念がありますので、きちんと前後に監視の車両をつけますとか、交通を整理しながら進むとか、そういったことをやっていかなければ、道路の構造の問題と、それから、重たい車両を運ぶということの問題の両立を図れないというようなことで、そこは個別にそういう重たい車両を特に運びたいという場合には、国交省の出先のところと相談しながらやっているところでございます。

今回、ホクレンの方からございましたのは、25トンでやるときに、いろいろ監視体制とか安全の確保体制を少し緩和する形で運ばせてもらえないだろうかというようなことが提案としてあったわけなんです。それに対しまして、国交省からの回答が、25トン車両じゃなくて16トン車両ならばできますというような回答だったんです。提案者の方は、16トンではなく25トンでやりたいんだという思いだったので、そうじゃなくて25トンでできるかどうか、教えてくださいというような再意見を出しましたところ、国交省からの再回答がまた、16トンならできますというようなことでして。率直に言って、議論がかみ合わなかったんですね。3度目というか、一番最後の段階になって、もう1回、そうじゃなくて、25トンなんだというように再度申し上げましたところ、それはだめですというようなことで。

だめならだめで、最初に、「こういう理由でだめです」と。「それを突破するにはこういうやり方だったらどうなんですか」ということをまた再度提案していただいて、「それならできます」とか、「それでもやっぱりだめなんですよ」といった形でかみ合った議論をさせていただければ、提案者が納得するような道も開かれたのかもしれない。そのプロセスが——せっかく我々の折衝というのはそのプロセスを持ちながらやっているんですが、十分生かされなかったというようなことがございますので、若干提案者も含めて不完全燃焼感みでございますので、そこはどのような考え方に基づいて規制があって、それはここまでの緩和ならできるのか、できないのかということ、もう少しきっちり説明していただきたいということで、これを、今回、この調査審議の場で説明していただくということで出したというわけでございます。

(樫谷委員長) 国交省の対応が極めて不誠実だったということですか。

(事務局) 不誠実というか、かみ合わなかったと。

(米田委員) 技術的な問題が多いですね。橋の強度とか。だから、これは不誠実とかじゃなくて、いわゆる技術的にどう考えるかという……。橋の強度ですね。そういう問題なので、逆に言うと、提案の方で区間・期間を限定してというところの一定条件をどうつけるか、この条件をつければ25トン車が橋を渡っても橋は落ちないというような話だと思いますので、極めて何か技術的な話ですから、こちらもし勉強して臨んだ方がいいん

じゃないかと思えます。

(樫谷委員長) ただ、非常に技術的な話なので、こちらの勉強というのも難しいと思うので、やっぱりしっかり……。そういういい加減な対応をされると極めて不誠実だと思うんです。彼らもやっぱりちゃんと見識を示してこうだという反応をするならいいんだけどね。今度、そういう議論をしようという話ですよ、ここで。だから……

(米田委員) とても技術的な議論になりそうな気がします。

(樫谷委員長) だから、技術的な議論なんで、ここで技術的な議論をされても、多分我々は理解できないので、彼らはちゃんとした根拠を出してくださいということを使うしかないわけですね。それが正しいのかどうなのか、我々は検証できませんので、それはオープンになりますから、それはどなたかが、見識のある方が、それを見ていただいて、おかしいじゃないかと言っていただけたらいいのかなという感じがしますけれども。

(薬師寺委員) 御提案そのものは、この3件についてはわかったつもりでおりますけれども、何がお困りになっていらっしゃるって、この提案が出てきたのか、ちょっと見えないんですね。介護法においてというところに、介護法……。というか、もともとこういうふうには認知症向けにつくられたサービスを、どうして障害児や障害者も使いたいのか。その法律の中で縛りがかかっているにもかかわらず、やはり使いたいのか。もちろん、多分、先ほど御説明があった北海道の方では、遠隔地でなかなか即日手に入らないということが見えてきたんですけど、国交省さんのものと、それから、厚労省さんのものと、この2点について教えていただけますでしょうか。

(松本参事官) まず厚労省の件でございますけれども、御提案がありましたのは、提案者は、大分県の由布市という比較的田舎というか、余り人口の多くない地域にお住まいのお医者さんの方でございます。この方が自分のところで介護を通いでやろうとしているんですけども、そんなに人口が多いわけではございませんので、要介護の方の数がそんなに多いわけでもない。そうすると、施設としてはまだ受け入れる余裕はある。そういう状態で、認知症の方だけではなくて、ほかの、例えば、身障者でありますとか、精神的な障害をお持ちの方とかも、通いで受け入れたい。それだけのキャパシティの余裕があるんだと。そうすることによって、できるだけたくさんの方にケアのサービスを提供することになりますし、施設の有効活用も図れるんだというような背景事情がございます。

それでやりましたところ、そうやって混在するのはよろしくないから、認知症の方だけにしなさいというのが厚労省の回答でしたので、それですと、狭い地域ですけれども、そういったところの方たちのより多くの方たちを救いたいという思いがかなえられないということと、それから、お医者さんの方の御意見といたしましては、何せ狭いコミュニティーでございますので、ふだんから顔を突き合わせているような認知症の方と、また身障者といった方たちであると。その人たちがまた同じ場所でケアを受けるということについて、そんなに大きな障害がないんじゃないだろうかというような思いが提案者の方でございますので、そういったところについての考え方をもう少しきちんと厚労省から明らかにして

いただきたいということでございます。

(薬師寺委員) 国交省さんの分については、なぜ 25 トンじゃないといけないんでしょうか。

(松本参事官) 国交省の方でございますけれども、これは、要するに、運ぶ回数を、製糖工場で石炭で火をたいて砂糖をつくるわけなんですけれども、当然、相当量の石炭を運ばなきゃいけないんですけれども、運ぶ回数が 1 日数回になっていると、非常に効率的に運べないということございまして、一度に一括してたくさん運べれば、運ぶ回数を減らして、それだけ効率的な輸送体制というものができますので、そういうことをされていくということでございます。

(與謝野委員) 今の厚労省の話ですけれども、ちょっと技術的なことはわからないんですが、提案者は介護保険の中でこれをやろうということですか。だから、それは全体に影響を与えるから困るというのが、厚労省の考え方ということですか。要するに、介護保険がどんどんふえていってしまうので。

(松本参事官) 詳細は部会で厚労省の担当のところでお聞きいただければと思いますけれども、簡単に申し上げますと、厚生労働省の介護保険についても、あるいは、いわゆるこういった介護サービスというものについての大きな方向としては、それぞれの認知症なら認知症、身障者なら身障者、それぞれの状況に応じた介護サービスというのを分けて、それぞれの専門的な介護というのを提供していくというのが、大きな目指している方向であると。それをまず介護保険の世界でつくっていきたいんだと。そのために介護保険の適用対象になる場合については、いわば専門的に分業体制——分業というか、それぞれに分類してやっていきたいんだというのが、厚生労働省の政策的な方向であると。それに対して、富山型の介護のようなものがもう既にあるけれども、それは介護保険の枠外で既にあるので、それは今さらやめろとは言えないので、それはしょうがないだろうと。だけれども、今後はそっちの介護保険で今回実現するような形の方に長期的には持っていききたいんだというような説明が厚労省から折衝のときにはございました。

(榎谷委員長) そろそろ時間が超過しそうな感じになってきておりました。

いずれにしても、本当に活発な御意見をありがとうございました。事務局の方で事前を選ぶ場合に、そのプロセスも明らかにして委員の方にも御納得も得た上で、本部長から諮問をいただき、ここに持ち出していただくというのが一番望ましいと思います。今後の次のときにそういうプロセスをつくりたいというように思います。

ただ、一応これも諮問をいただいたので、ノーと言って突き返すわけにはいきませんので、これについてはぜひ御承認をいただきたいというように思います。よろしゅうございますかね。

(事務局) 島本先生の後半に、ちょっと一言、説明して。

(事務局) そうですね。

(榎谷委員長) はい。

(石田参事官) 法務省の不動産・商業法人等登記事項に関するものを簡単に説明させていただきます。

こちらの北海道浦河町等から何回か過去に提案が出されていまして、どういう問題かといいますと、地方の法務局の方が行革の関係で統廃合される過程において、登記事項証明書ですとか法人の印鑑証明書、こういったものが入手しにくくなった。先ほど薬師寺委員の方からも御指摘がありましたけれども、郵送等で送ってもらうという方法はあるんですが、町の方によりますと、銀行からの融資、そういったものを受ける場合に、非常に中小企業が多い関係で、即日こういった証明書を出して行わないといけないという場合があるんだそうでございます、そのあたりで何とかこの不便を解消できないかと。

これにつきまして法務省の方では、請求機という制度を設けまして、それを何カ所かで試行しておるんでございますけれども、その発行請求機というものを使えば即日発行はできるんですけども、これを設置する場合に距離の基準ですとか、あるいはどのくらい採算性があるかといったような基準がございまして、どうも提案者の方はこの基準に満たないという状況にございます。という中で、提案者の方から即日発行できるような方法を法務省に真剣に考えていただいこうというわけでございまして、なかなかそのところで法務省と折り合いが付きませんでしたので、また事務局の方でも案を用意させていただきたいと思っておりますから、ぜひとも皆様方にお知恵をまた拝借して大岡裁きのようにやっていければという思いでございます。

(樫谷委員長) いずれにしても、実際は法務省、厚生労働省、国交省と相当やり合わなければいけないことですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

具体的な調査審議の検討につきましては、分担につきましては、資料1の1ページ目に書いてある部会でということで、よろしくお願ひいたします。

ということで、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

3. 平成19年度拡充提案・関連提案について

(樫谷委員長) 続きまして、第19年度の拡充提案・関連提案につきまして、事務局から、もう時間がなくなりまして、本当に申しわけないんですが、簡単に御説明をお願ひしたいと思ひます。

(松本参事官) 拡充・関連提案について、資料3-1、3-2、3-3に基づきまして御説明を申し上げます。拡充・関連提案につきましては、既にあるさまざまな特区を実現していくに当たって、いろいろまた派生的に出てきた問題でありますとか、さらにこうしたらいいじゃないかということで出てくる問題でございまして、これについては、評価調査委員会の方に御報告の上、また必要なものにつきましては、さらに議論を深めていくということになっておりますので、簡略に御説明申し上げます。

まず3-1、これは非常に大部でございまして、これはどぶろくの関係でございます。各ページ、一言ずつ御説明していきます。

まず1ページ目、これはどぶろくの種類の穀物というのは決まっておるんですが、それに、例えば、アマランサス——これはケイトウの種類に似た植物でして、穀物アレルギーの方なんかにはいいのではないかとということで、最近注目されている作物だそうですが、あるいは、そば、わさび、トマトを入れたいということに対しまして、財務省側の回答としては、どぶろくというのは従来からの、昔からの定義があるので、これは認められないと。

2ページ目でございますが、どぶろくに関しましてさまざまな税務署等への手続、報告等があるので、それを簡略化できないかということでございます。あるいは、税を納めるのをもう少し頻度を下げてほしいというお話がございます。それに対する回答としては、酒税の厳正な対応ということで、必要最低限の書類、いろいろガイドラインとか手引をしながらやっておるので、その最低限の書類についてはやはり書いていただく必要がある。それから、税金については、消費者からの預かり金的な性格から、やはり毎月というのが原則であるということをおっしゃっております。

3ページ目でございますが、これについては名義の話でございます。一応、農家、農業をやっている方、あるいは農家民宿を経営する方と、どぶろくをつくる方というのが名義が一致しなければいけないというんですけれども、例えば、家族でどうだろうかとか、あるいは農業生産法人はどうだろうかということでございます。基本的に名義が一致するというのは、やはりそれは譲れないんですけども、例えば、同じ世帯である方なんかを、雇用関係を形式的に結ぶとか、そういうことでも対応できる。あるいは、農業生産法人であったとしても、それはどぶろく製造対象者として認めているというようなことでございませぬけれども、原則としては対応不可であると。

4ページ目でございますが、これは杜氏を雇いたいということでございます。これについては、杜氏を雇うのは構わないという回答がございました。

5ページ目でございます。済みません。どんどん行きます。これはいわゆる農家民宿をやる場所につきまして、建物が自己の所有に属さないときには賃貸契約書を提出するとなっておるんですけれども、これについてなしにしてくれないかということです。同居親族の場合なんかは、例えば、使用許諾書というような形で代行ができます。ただ、いずれにせよその土地を使うというような権限関係を証明する書類は必要ですという回答でした。

6ページ目でございますけれども、これはレストランなんかで、来た方なんかにお酒を売る場合でございますけれども、酒類の販売免許をとらないで売らせてもらえないだろうかということでございます。これは酒をつくる場所においての即売は可能でございまして、その酒をつくっている場所、酒造場と一体性のある場所については、そこで即売はできるけれども、その一体性がないところにレストランがあって、そこで売る場合にはやっぱり販売免許が必要だということでございます。

7ページ目でございますけれども、これは後継者については書類を簡素化してほしいということです。免許というのは1代限り、その人に着目して出しているものですので、後継者であったとしても、それは免許の手続というのは必要になるということでございます。

8 ページ目でございますけれども、これは製造する方の経営基盤でございますけれども、例えば、連帯保証人なんかで経営基盤はあるということはどうだろうかということだったんですが、これはあくまでも税を納める能力があるかどうかというところでございますので、連帯保証人云々ということではないという回答でした。

9 ページ目でございますけれども、これはどぶろくをこして出したいと。米粒とかあったら嫌がられるということだと思いますけれども、ただ、こしてしまったら清酒になりますのでだめですということです。ただ、すりつぶせばいいですということですございました。

10 ページ目でございますが、これはお酒をつくるところと、それから、農家民宿なんかで料理を出すような調理する場所を同じ場所でさせてほしいということでございます。これは別に、別の場所でなければならないという規制があるわけではないんですけれども、そのところは、公衆衛生上、支障がないと認めた場合については、都道府県知事のレベルで判断していくことが可能であるということ、通達等で全国的に出しているということになっております。

駆け足でございますが、どぶろくは以上のような提案がございました。どぶろくについては、地域活性化部会の方で今回評価の対象になっておりますので、早速、来週、視察等もございまして、そういう中でこの関連提案も含めて評価の議論をしていただきたいと思っております。

3-2 でございます。これは給食の外部搬入の話なんですけれども、保育所につきましては、実は給食を出す際に栄養士というような方たちを配置するというようなことが通達で書かれております。そこで提案というのは、外部搬入で、例えば、給食センターから搬入する場合に、学校の栄養教諭を活用したいということでございます。これは関係省庁として、地方公務員の労働関係を見ている総務省、学校の文科省、それから、保育園の厚生労働省でございますが、いずれもこれをやってはいけないというような規制を持っておりませんということです。これをやっていただいて構いませんというような結果でございました。これは、したがって、今回は御報告までということでございます。

3-3 でございますが、これは経済産業省の方でやっておりますシステムアドミニストレータの試験に関するものでございます。これは午前と午後に試験があるんですけれども、そのうち午前の試験について民間資格等で代行するというので試験を免除するというようなことを特区としてやっていたわけでございます。それに対しまして、一応どんな試験問題を、そういった民間とか何かで民間資格の試験問題というのを出すのかということは、きちんと経済産業省なり、経済産業省の関係の団体のところで試験問題を審査しなければいけないということになっています。試験問題の審査についても、何かもう少しお目こぼし——お目こぼしじゃないですけど、簡単にしてくれないかというような提案だったんですけれども、それ自体は不可です。それは試験問題ですので、厳正に審査する必要があります。ただ、いずれにせよ本体のアドミニストレータの方の特区でございますが、経済産業省の方が評価・調査委員会の評価を待たずに、みずから全国展開しますと結論し

ましたので、これについても今回は御報告までということでございます。

以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

御説明について、何か御質問、御意見はございませんか。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。具体的な提案の検討につきましては、ただいま事務局より御説明がありました各部会の分担、資料1の2ページ以降にありますような分担に従いまして進めていきたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

4. 今後のスケジュールについて

(樫谷委員長) ほかに事務局から何か御連絡はございますでしょうか。

(松本参事官) 今後の予定につきまして、簡単に御説明申し上げます。お手元の資料4の方にスケジュールがございます。

現在、11月の初めというようなことで、評価、それから、調査審議ということで、それぞれキックオフということでございます。

今後、また実は今週の初めにイフクロの方の視察もしていただきました。バイオマスターの方で視察がございました。それから、来週には活性化部会の方がどぶろくの視察の方に参ります。

それから、調査審議の方も11月に入りまして、短期間でございますので非常に精力的な形で各部会に御審議をお願いすることになりますけれども、詳細の日程につきましては事務局の方で調整させていただきながら進めていきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。そういった検討につきましては1月前半ぐらいまでに終わらせて、できれば1月の終わりないし2月に意見を出していただき、本部決定の方に持っていくというふうに思っておりますので、委員の先生方、御多忙のところ、まことに申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

(樫谷委員長) 何か御質問はございませんか。

(薬師寺委員) 今後、これはどのようなプロセスでやっていくのかということは、各部会にお任せになるとすれば、ある程度、ひな形……。先ほどおっしゃったように、調査等のひな形がございますので……

(松本参事官) 基本的には調査審議のやり方は各部会で部会長の先生方にお決めいただきながら進めていただくことでございますけれども、事務局といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、調査審議案件につきましては、アンケートというのものなかなかそぐわないので、関係省庁、それから提案者にヒアリングをしながら議論を深めていくということかどうかというふうに思っております。

(樫谷委員長) 何というか、ハードスケジュールで、大体12月中にほぼ見通しをつけてあげるといふ……

(松本参事官) できるだけ見通しをいただきたいと思っております。

(樫谷委員長) 12月の中ごろぐらいにはということですね。

(松本参事官) そうですね。はい。

(樫谷委員長) そういうことで、非常にハードスケジュールになりますが、よろしく願いいたします。

6. 閉会

(樫谷委員長) 本日は大変貴重な意見をいただきまして、ありがとうございました。

以上